

双葉通信【第 249 回】(被災地を行く No.28) “ふくしまの切り捨ては許さない”

2025 年 6 月 13 日 上田 勉

除染土の長泥地区環境再生事業を見学して

福島第一原発事故後、福島県内で除染した土壌は、大熊町と双葉町にある中間貯蔵施設で保管されています。除染土度は、30 年後（2045 年）には、福島県外に搬出することが、法律によって義務付けられています。中間貯蔵施設の除染度を他県で受け入れてもらうために、都心でも候補地がいくつか上がりましたが、地元住民の不安や反対も強いです。最近では、霞ヶ関の官庁で受け入れる案も上がっています。

大量に発生した除染土を活用して、少しでも除染土の容量を少なくすることが、環境省の考えです。活用方法としては、農地を盛り土する、土木工事で残土として活用するなどです。除染度を活用するためには、放射性廃棄物の基準値（8,000 ベクレル）以下でなければなりません。しかし、このような除染土の活用は、ほとんど進んでいません。

環境省では、除染土についての情報発信と市民の見学会に力を入れています。

6 月 13 日、飯館村にある環境省の長泥地区環境再生事業を見学しました。楢葉町の下井出ミディ（地域の高齢者の交流会）の主催です。楢葉町から飯館村までは、片道約 1 時間 30 分の道のりです。環境省が委託したマイクロバスで移動しました。バスの中はさながら、地域の人達の交流の場です。見学会の後は、飯館村の道の駅までい館で昼食を取りました。

以下は、環境省のパンフレットを参考にしました。

「飯館村内の除染に伴い発生した土壌のうち、放射能濃度の低いものを再生資材として盛り土に活用し、農地を造成する実証事業がすすめられています。また、長泥地区の特定復興再生拠点区域は、2023 年 5 月に避難指示が解除されました。

- ・農地盛り土造成実証事業：再生資材化した除去土壌を盛土に活用し、その上に覆土して農地の造成を行っています。
- ・栽培試験：野菜を栽培し、畑の機能や作物の生育性などを確認しています。
- ・花き栽培：ビニールハウスではカスミソウ、金魚草等の花を栽培しています。これらを押し花カードにして見学者の方へ配布しています。」





【農地盛り土造成実証事業（飯館村長泥地区）】(2025年6月13日撮影)



【花き栽培【（飯館村長泥地区）】(2025年6月13日撮影)